



令和5年10月号

宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 監督・安衛課長 相馬 健士郎

暦の上では秋の時期ですが、夏の暑さも残っており、秋を実感するのはもう少し先かもしれません。個人的には今年は野球から始まりバスケ、ラグビーと、スポーツの国際大会に感動や勇気をもたらしたことから、運動の秋にしたいと思っております。

さて、宮古労基署ニュースにおいて、令和5年度は、第14次労働災害防止計画のスタートの年度として、労働災害防止のために重点的に取り組むべき事項を順番に特集しているところです。年度後半となる今回10月号からは、宮古労基署管内の事業場で実際に実施されている好事例を紹介し、読者の皆様にも参考にさせていただきたいと考えております。

業種ごとに好事例の紹介を個別に依頼する予定としていますが、自社の好事例の掲載を希望する場合にご連絡をいただければ、掲載を検討しますので、ぜひよろしくをお願いします。

◆ 最低賃金改定

岩手県 最低賃金 が改正されます

10月4日から最低賃金が
893円に引き上げられます。

時給制以外の労働者も時間額
換算した際に最低賃金を上回る
必要があります。

事業主の皆様は最低賃金額を
下回らないようご確認願います。

令和5年
10月4日から

(時間額)

893円



第14次労働災害防止計画に関して

・令和5年度から5年間、第14次労働災害防止計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明確にして、労働災害防止対策の取り組みを促進します。



宮古労働基準監督署では、5項目を重点事項として取り組みの促進を行います。

- ① 行動災害(転倒、腰痛)対策への取り組み
- ② 製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み
- ③ 建設業における墜落転落災害防止のリスクアセスメントの取り組み
- ④ 道路貨物運送業における荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み
- ⑤ 林業における伐木作業の安全ガイドラインの措置の取り組み

・労基署ニュースにおいても、上記5項目を順番に特集して、取り組みの促進を行う予定としておりますので、皆様ご確認いただき、参考にしてください。

また、今回の10月号からの令和5年度後期については、宮古労基署管内の事業場の取り組み好事例も紹介する予定です。

裏面にて特集を掲載しています！

製造業における機械による はさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み

製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害は、骨折や切断、最悪の場合、死亡災害にもつながることから、労働災害防止対策を徹底する必要があります。

まずは、機械などの、はさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所に、カバーなどの覆いが設置されているか確認しましょう。

また、非定常作業(掃除や調整)を機械を稼働させたまま行ったり、別の労働者が不意に稼働させてしまって労働災害が発生する場合も多いです。

そのほかにも、リスクアセスメント、定期的に工場内の巡回、労働者のヒヤリ・ハットを吸い上げて、不安全な状態、不安全な行動をなくし、労働災害を防止しましょう。

事業場における取り組み例（好事例）

新北菱林産株式会社岩泉工場

大型の機械による木材加工等を行う事業場のため、はさまれ・巻き込まれ災害が発生した場合には、重大災害にも直結するという状況を踏まえ、必要な対策を講じています。



非定常作業(掃除や調整)を行う際には、非定常作業中であることを示す掲示物を機械の運転装置に設置するといった対策を講じ、非定常作業を機械を稼働させたまま行うことや別の労働者が不意に稼働させてしまうリスクを減少させた上で、労働者の不安全行動を防止するために、体感教育も社内でも実施しています。

写真は実際に体感教育を工場敷地内で行った際の状況です。

機械のリターンロール食込み部分に竹ぼうきが巻き込まれた時の衝撃を労働者全員で確認し、非定常作業の際の運転停止の必要性を実感しています。

皆様も好事例を参考にして自社の取り組みを強化しましょう！